社会福祉法人末福祉会 定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

- (イ) 幼保連携型認定こども園の経営
- (ロ) 一時預かり事業の経営
- (ハ) 放課後児童健全育成事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人末福祉会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ 適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービス の質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものと する。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を石川県金沢市末町21の22番地に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の定数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
- 3 理事長は、この法人を代表する。
- 4 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、 理事のうちに2名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはなら ない。

(役員の任期)

- 第6条 役員の任期は選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。
 - 2 理事又は監事は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任に より退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利 義務を有する。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。 (役員の選任等)
- 第7条 理事は、評議員会において選任する。
 - 2 監事は、評議員会において選任する。
 - 3 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員の報酬等)

- 第8条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることの みによっては、支給しない。
 - 2 役員の報酬は、各年度の総額が100,000円を超えない範囲で支給することができる。
 - 3 役員には、費用を弁償することができる。
 - 4 前2項に関し必要な事項は、評議員会が定める。

(理事会)

- 第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の 業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
 - 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
 - 3 理事長は、理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から2週間以内にこれを招集しなければならない。
 - 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
 - 5 理事会は、過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる ことができない。
 - 8 前3項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案

について意義を述べたときを除く。)は、理事会の決議あったものとみなす。

- 9 出席した理事長と監事は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況 を理事会に報告しなければならない。

(監事による監査)

- 第10条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
 - 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び金沢市長に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。 (職員)
- 第11条 この法人に、職員を置く。
 - 2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会が任免する。
 - 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員7名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第13条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・ 解任委員会において行う。
 - 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
 - 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
 - 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び 不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ただし、外部委員が出席し、賛成することを要する。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した 評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員に対して、各年度の総額が100、000円を超えない範囲で、評議員会において 別に定める役員報酬規程に従い、算定した額を報酬として支給することができる。

第4章 評議員会

(評議員会)

第16条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第17条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類 (貸借対照表及び収支計算書)の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後、3か月以内に1回開催するほか、 必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が 招集する。
 - 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議 員会の招集を請求することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過

半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を 行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第5条に定める定数を上回る 場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまで の者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員 (当該事項について議決に加わることができるものに限る。) の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名 押印する。

第5章 資産及び会計

(資産の区分)

第23条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
- (1) 石川県金沢市末町21の22番、25番1、所在の敷地2筆

(2.418.62平方メートル)

- (2) 石川県金沢市末町21の22番地所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・アルミニューム板葺平屋建園舎1棟 (542.41平方メートル)
- (3) 石川県金沢市末町21の25番地1,24番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 園舎1棟 (152.55平方メートル)
- (4) 石川県金沢市末町21の25番地2所在の木造瓦葺平屋建

(89.43平方メートル)

(5) 石川県金沢市末町21の25番地2、所在の敷地1筆

(382.92平方メートル)

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第24条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、金沢市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、金沢市長の承認は必要としない。
 - (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が 行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該 施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間 金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第25条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実 な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第26条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
 - 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第27条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を 作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支報告書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、 定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第28条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第29条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会に おいて定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第30条 予算を持って定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第6章 解散

(解 散)

第31条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第32条 解散(合併又は破産による解散は除く。)した場合における残余財産は、評議員会のの決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

- 第33条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、金沢市長の認可(社会 福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受 けなければならない。
 - 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を 金沢市長に届け出なければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第34条 この法人の公告は、社会福祉法人末福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報又は 北国新聞並びに電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第35条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 石 石 井 高 山 河 高 辰野 野 村 山 下 口 田 野 高 山 河 高 辰 野 子 次 良

附則

第12条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。

この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。

附則

この定款は、平成30年 4月 1日から施行する。

附則

この定款は、平成31年 4月 1日から施行する。

附則

この定款は、令和2年1月1日から施行する。

附則

この定款は、令和3年1月1日から施行する。

社会福祉法人末福祉会 役員名簿

番号	氏 名	性別	役職					
	イシノ ウシゾウ							
1	石野 宇四造	男	理事					
	サカ シゲキ							
2	坂 茂樹	男	理事					
	ヨシタ゛ セイイチ							
3	由田 清一	男	理事					
	スエマツ リョウイチ							
4	末松 良一	男	理事				 	
	ヤマシタ ヒトシ				<u> </u>			i i
5	山下 一	男	理事					
	から ヒロオ					5		
6	加藤 裕雄	男	理事					
	サクタ゛カス゛ヒロ							
7	作田 一浩	男	監事					
	キタ ヒロアキ							
8	北 博明	男	監事					

- ※ 全役員(候補者)について、反社会勢力の者に該当しないことを確認済みです。
- ※ 役員資格等欄の記載は、次の例によっています。

理事 社会福祉事業経営に識見を有する者は「経営識見」、地域の福祉関係に該当する者は「地域福祉」、施設長等に該当する者は「管理者等」と記入する。

社会福祉事業経営に識見を有する者は「事業識見」、財務管理に識見を有する者は「財務」と記入する。

- ※ 特殊関係者の制限 理事本人を含め、特殊の関係にある者が理事総数の3分の1を超えて含まれてはいけない。
 - 1 配偶者 2 三親等以内の親族 3 次の厚生労働省令で定める特殊の関係がある者
 - ① 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ② 当該理事に雇用されている者 ③ 左記①及び②に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 ④ ②及び③の配偶者 ⑤ ①~③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と

生計を一にする者 ⑥ 当該理事が役員となっている他の同一の団体の役員又は職員

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人末福祉会 (以下「法人」という。) 定款第8条及び第15条の規定 に基づく役員及び評議員の報酬等の基準、額及び費用弁済に関し必要な事項を定めることを 目的とする。

(意義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めることによる。
 - 1 役員とは、定款第5条による理事及び監事をいう。
 - 2 評議員とは、定款第12条による者をいう。
 - 3 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
 - 4 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員及び評議員の報酬は、定款第8条及び第15条に定めるとおり、報酬を支給することができる。
 - 2 常勤役員及び評議員並びに非常勤役員の報酬は無報酬とする。

(費用弁償)

- 第4条 法人は、役員及び評議員がその職務を行うために要する費用を弁償する。
 - 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを 対象とし、社会福祉法人末福祉会旅費規程に基づき算出されるものとする。
 - 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人から申し 出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

- 第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。
- 附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。 この規程は、平成30年9月1日より改正施行する。